渡航手続代行契約取引条件説明書面

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部です。旅行契約が成立した場合は同法第12条の5による契約書面の一部になります。

観光庁長官登録旅行業第1663 号

株式会社エアートーヨー

東京都港区芝大門1-3-9

（一社）全国旅行業協会正会員

1．渡航手続代行契約

（1） 株式会社エアートーヨー（以下「当社」といいます）と渡航手続代行契約を締結するお客様は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結したお客様であり、又は他の旅行会社の募集型企画旅行について当社が代理して契約を締結したお客様とします。

（2） 当社は、お客様の依頼により次に掲げる業務を引き受けます。

①旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続き

②出入国手続書類の作成

2．契約の成立

⑴ お客様は、申込書に必要事項を記入して、代行業務に必要な書類、資料その他渡航手続書類等とともに当社に提出していただきます。

⑵ 渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立します。

⑶ 当社は、申込書の提出を受けることなく、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段による渡航手続代行契約の申し込みを受け付けます。この場合の 契約は、当社が承諾した時に成立 します。

⑷ 当社は、業務上の都合があるときは、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

⑸ 当社は、契約の成立後速やかに、渡航手続代行業務の内容、渡航手続料金の額、その収受方法、当社の責任その他必要な事項を記載した書面を交付 します。

3．渡航手続代行代金と査証料等

⑴ 当社は、別表に定める渡航手続代行代金および在日外国公館に支払う査証料を申し受けます。

⑵ 当社は、代行業務を行うにあたり生じた郵送費、交通費、その他の費用を申し受けます。

4．守秘義務

当社は、代行業務を行うにあたって知りえた情報を他に洩らすことのないようにいたします。

5．契約の解除

次の場合、当社は契約を解除いたします。

⑴ お客様が、所定の期日までに渡航手続書類を提出しないとき。

⑵ お客様が渡航手続代行料金、査証料、その他費用を所定の期日までに支払わないとき。

⑶ お客様が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可を取得できないおそれが極めて大きいと当社が認めるとき。

⑷ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご契約を解除する場合があります。

当社に対して暴力的な要求行為及び不当な要求行為、取引に関して脅迫的言動もしくは暴力行為、風説を流布し偽計・威力を用いて信用の毀損もしくは業務の妨害行為、又はこれらに準ずる行為を行ったときは、ご参加をお断りする場合があります。

6．当社の責任

⑴ 当社は、渡航手続代行契約の履行にあたって、当社が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし 、損害発生の翌日から起算して6 ヶ月以内に当社に対して通知があったときに限ります。

⑵ 当社は、渡航手続代行契約により、実際にお客様が旅券・査証等を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではあり ません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、お客様が旅券・査証等の取得ができず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

（別 表）

区　　分	内　　容	料　　金（消費税込み）
旅　　券	(1) 申請手続き（申請書類作成のみ）	4,320 円
	(2) (1) と申請又は受領のための都道府県庁への同行案内	(1) の料金に5,400 円増（交通費は別）
	(3) (1) と代理申請又は法令で認められている代理受理	(1) の料金に5,400 円増（交通費は別）
	(4) (1) と緊急渡航手続き	(1) の料金に10,800 円
出入国記録書	出入国記録書類の作成代行	（一国につき）2,160 円
査　　証	(1) 観光性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行	（一国につき）6,480 円（交通費は別）
	(2) 商用・業務性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受領代行	（一国につき）6,480 円（交通費は別）
	(3) 移民、留学、役務、長期滞在等特別な目的により渡航する場合	（一国につき）16,200 円（交通費は別）
	(4) 査証取得手続代行者に依頼する場合の申請手続	4,320 円（手続代行者への依頼料、郵送費、交通費は別）
	(5) 緊急査証手続き	(1) ～ (4) の料金に10,800 円増（交通費は別）
	(6) 査証免除の手続き書類の作成	（一国につき）2,160 円
	(7) オーストラリアＥＴＡＳの登録と確認証の発行	2,160 円
	(8) オーストラリアＥＴＡＳの登録確認、確認証の再発行	1,080 円
	(9) 米国ＥＳＴＡの登録と確認証の発行、登録内容の確認と修正	4,320 円
検　　疫	検疫所、保健所、診療所等への同行案内又は検印の取得代行	5,400 円（処置料、交通費は別）
各種証明書	警察証明書、兵役証明書、健康証明書、卒業証明書等の取得同行案内、署名認証の取得代行	5,400 円（交通費は別）
再入国許可	再入国許可の申請手続き	6,480 円（交通費は別）
そ　の　他	上記に含まれないもの	実　　費

（注）１．上記料金は１手続きを対象とした料金です。
２．上記料金の他、在日外国公館等に支払う査証料・公証料、認証料と書類作成を行うにあたり生じた翻訳料を申し受けます。
３．上記料金の他、同行案内・代行業務、代行業者への依頼等を行うにあたり生じた郵送費、交通費、その他の費用を申し受けます。
４．お客様のお申し出による取消しの場合は、上記料金は払戻し致しません。
５．上記の各該当料金は合算して申し受けます。

７．個人情報の利用目的及び第三者提供について

当社は、お申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた渡航手続代行において手続き上必要な範囲内で、お客様の氏名、パスポート番号等を在日外国公館、手配代行業者等に提供いたします。

８．約款準拠

本取引条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款（渡航手続代行契約の部）に定めるところによります。

＜個人情報等に関するお問い合わせ･苦情のお申し出先＞

(1) 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ・苦情は、下記の窓口までお申し出ください。
株式会社エアートーヨー　　電話：03－5401－1113
＊個人情報取扱管理者の氏名は当社ホームページをご参照いただくか、お問い合わせください。
(2) お客様は、当社との個人情報に関する苦情及び当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めるための申し出をすることができます。
一般社団法人全国旅行業協会 消費者相談室 電話：03－6277－8310

以　上

当社旅行業約款（渡航手続代行契約の部）をご希望のお客様は、営業所員・外務員にお申し出ください。
当社旅行業約款（渡航手続代行契約の部）は、「当社ホームページ」https://www6.big.or.jp/~toyo/からもご覧になれます。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店・営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。

2019-10